

第42号議案

豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月8日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 育児休業（第2条—第9条）	第2章 育児休業（第2条—第9条）
第3章 育児短時間勤務（第10条—第22条）	第3章 育児短時間勤務（第10条—第22条）
第4章 部分休業（第23条—第26条）	第4章 部分休業（第23条—第27条）
第5章 <u>任命権者が講ずべき措置等（第27条・第28条）</u>	
第6章 <u>雑則（第29条）</u>	
附則	附則
（育児休業をすることができない職員）	（育児休業をすることができない職員）
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）
（5） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	（5） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
	<u>（ア） 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>
<u>（ア）</u> （略）	<u>（イ）</u> （略）
<u>（イ）</u> （略）	<u>（ウ）</u> （略）
イ・ウ（略）	イ・ウ（略）
（部分休業をすることができない職員）	（部分休業をすることができない職員）
第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 (略)

第5章 任命権者が講ずべき措置等

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第28条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第6章 雑則

第29条 (略)

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員

以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 (略)

(委任)

第27条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する等の措置を講ずる必要があるからである。